



秋本議員の再生エネ永田町報告



改正港湾法、基地港湾賃貸料に違和感

こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

開会中の臨時国会に港湾法の一部を改正する法律案が提出されています。この港湾法改正の背景は、昨年成立した洋上風力新法の整備に伴い、今後、洋上風力発電の導入加速化が見込まれ、重厚長大な資機材を扱うことが可能な埠頭を長期・安定的に利用する必要があること。一方で、そのような耐荷重・広さを備えた埠頭を有する港湾の数は、洋上風力発電プロジェクト数に比して限定的であること。そうした埠頭は、通常の港湾施設と異なり、高度な維持管理費が必要であるほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数事業者間の利用調整が不可欠なことなどが想定されるからとされています。

法案では、国が洋上風力発電設備の設置等の基地となる港湾を指定し、当該港湾の埠頭を発電事業者に長期間貸し付ける制度を創設します。基地港湾の指定要件は、①複数事業者の利用が見込まれること、②地耐力を強化した岸壁を有すること、③長尺資機材の保管・組立が可能な規模の荷さばき地を有すること——などが規定されています。また、貸し付け対象は洋上風力新法で定める促進区域、または港湾区域における発電事業者とされており、発電事業者は洋上風力発電の設置、定期的な大規模修繕、メンテナンス、撤去などに長期にわたって埠頭を安定的に利用できるとされています。また、この改正に合わせて港湾区域における公募占用計画の認定有効期間が現行の20年から30年に延長されます。

この改正に対する国土交通省の説明でいくつか腑に落ちない点がありました。その最たるものは基地港湾の賃貸料の考え方です。説明によれば、事業者にお支払いいただく基地港湾の賃貸料は整備にかかった費用の50%を基本に考えている点でした。しかも事業規模は関係ないうえに3者目以降にも同額を徴収することを想定していました。基地港湾の指定は「複数事業者の利用が見込まれる」ことが要件ですから、最初の2者から100%回収することとなり、3者目以降については5者だろうが10者だろうが国の丸儲けになります。



先述のように、事業規模も勘案されませんから1者目100万kW、2者目30万kW、3者目10万kWの場合、どの者も等しく50%の負担となります。仮に基地港湾の整備に100億円ほどかかった場合、三者ともに50億円を負担することとなります。しかも4者目以降の利用者がいる場合は、その都度国に50億円が入ることになるわけです。この内容では、特に事業規模の小さな事業者には過度な負担になりますし、利用者が何者出ても同額では固定費ようになってしまって、発電コスト低減

に支障をきたすことは火を見るより明らかです。今国会で法案が成立した後、来年の2月には公募占用指針が示されることになっているので、これ以外にもいくつかある懸念が完全に払拭されるように努めたいと思います。

発電側課金についてもエネ庁で議論が進んでいます。再生エネ議連でも幾度となく議題として取り上げていますが、正直言って私の中の落としどころも未だ定まっていません。皆さんからの意見も拝聴しながら、そろそろ決めなくてはならない時期と考えています。また、木質バイオマス燃料のGHG（温室効果ガス）係数の価格への転嫁についても、議論を進めたいと考えています。これらに点について、ご意見がある方は遠慮なくご連絡いただければと思います。



11月8日の再エネ議連で挨拶する柴山昌彦会長

(自民党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟事務局長・秋本真利)